

越中守大伴家持

井上治夫

一前書き

本稿は、万葉集に現われた、律令官人越中守大伴家持の生の様態を追究することを目的とする。

家持は、養老二年(七一八)生まれ、天平十七年(七四五)二十八歳で從五位下、翌十八年閏七月、越中守に任せられ、天平勝宝三年(七五二)七月十七日(太陽暦八月十二日)^(注1)三十四歳で少納言に遷任され、翌八月奈良の都に帰った。在任期間は五年一ヶ月である。^(注1)越中国は、天平十三年(七四一)から天平宝字元年(七五七)まで十六年間は能登国(羽咋・能登・鳳至・珠洲の四郡)を含めていたのであって、家持の越中守時代はまさにこれに当っていた。

およそ国司の任期は、養老の選叙令には「凡初位以上長上官遷代、皆以六考為限。」とあり、考とは官吏の勤務評定をすることで、これは年に一回行われることになっていたから、六考というのは、六回勤務評定を受けることであり、国府の四等官(守・介・掾・目)の任期は六年ということになる。万葉集において国司遷替の制を証するものは、天平二年十二月六日、筑前国守山上憶良が大納言として帰京する大伴旅人に對して、

(880) 天離る 鄙に五年 住まひつゝ 都のてぶり 忘らえにけり

とあるに見られる。統紀、慶雲三年(七〇六)二月十六日の制には、

准^シ令、諸長上官遷代皆以^ニ六考^ニ為限。餘色得^シ選、色別加^ニ一考^ニ、以^ニ十一考^ニ為選限。百官得^シ選之限、太遠。宜^ニ色別減^ニ二考^ニ各定^シ選限。

とあって六年が四年に短縮されており、天平宝字二年（七五八）十月二十五日の勅では、

頃年、国司交替、皆以^ニ四年^ニ為限。斯則適足^シ勞民、未可^シ以化^ス。・・・自今以後、宜^ニ以^ニ六歲^ニ為限、省送^シ故迎^シ新之費[。]

として、国司の任期を六年にすべきことを述べている。もしこの通りに行われていたとするならば、憶良の時代の任期は四年であり、小学館本の頭注が、この時期は規定通り行わぬこともあり、憶良が遷替時期がきておるのに実現しないので、あせつていたのではないかと推定している。しかし、家持の方は、天平勝宝三年八月四日の作（4248・4249）の「首の題詞に、「既滿六載之期、忽值遷替之運」とあって、語調からしても、六年の任限であったと思える。足掛け六年で遷任となつたのである。彼は介内藏伊美吉繩^{ナガ}麻呂の館における送別会において、

（4250）しなざかる 越に五年 住み住みて 立ち別れまく 憎しき夕かも
と名残を惜しむのであった。

「みかど」という語は、「御門」「宮殿」「朝廷」「天皇」「國家」などの意をもつが、大和朝廷の地方官厅、大宰府や各国厅は「遠の朝廷」^{みかど}と呼ばれた。

（304）大君の遠の朝廷とあり通ふ 島門を見れば 神代し思ほゆ（柿本人麻呂、下筑紫国時 海路作）は、大宰府をさし、天平四年、聖武天皇が節度使を東海、東山、西海、山陰の四道に遣わされた時の御製、

（973）食す国の遠の朝廷に 汝等が かく寵りなば・・・ 平らけく 我は遊ばむ・・・

これは各道の国厅をさしたものと見るべきであり、家持の、

(4011) 大君の 遠の朝廷そ み雪降る 越と名に負へる 天離る 鄙にしあれば・・・

(思_ハ放逸鷹_{フカサ} 夢見感悦作歌)

(4113) 大君の 遠の朝廷と 任きたまふ
官のまにま み雪降る 越に下り来・・・ (庭中花作歌)
は、越中の国府をさし、彼は、この「遠のみかど」に国守として着任し、「しなざかる越」「み雪降る越」の

五年有余の生活を送つたのである。

万葉集に見える家持の歌は、長歌四六首、短歌四二五首、旋頭歌一首、計四七^{〔注3〕}首で、集中最多作家である。

これを家持の越中赴任前と越中 在任中、離任後とに分けてみると、越中赴任以前は、長歌五、短歌一五一、計一五七首、越中守時代、長歌三四、短歌一八〇、旋頭歌一、計一一五首、越中離任以後、長歌七、短歌九三、計一〇〇首となる。越中時代は五年余という短期間であるのに、以前十三年間、以後八年間のいづれよりも多くの歌を遺している。これは彼が一方では、「天離る鄙」にあって孤独・寂寥・望郷の念と戦いつつ、一方では、中央政府の実権者、橘諸兄の推輓のもと、若くして上国越中の国守に任せられ、聖武天皇の優詔を拂し「大丈夫心」を振り起し、国守の任務に精励するとともに、和歌の研究と実作に励んだことによるものである。

一一 国守の職掌

律令制における国守の職掌について考えるに、職員令、大国条では、
守一人。掌、祠社、戸口簿帳、字養百姓、勸課農桑、糾察所部、貢挙、孝義、田宅、良賤、訴訟、租
調、倉廩、徭役、兵士、器仗、鼓吹、郵駅、伝馬、烽候、城牧、過所、公私馬牛、闡遺雜物、及寺、僧尼名
籍事。余守准此。(下略)

「余の守此に准へよ」とあって、上国越中守の職掌も同様であり、また、摂津職の大夫や大宰帥の職と共に通するものも多い。その範囲は甚だ広く、神社、戸籍、民生安定、文教、産業、交通通信、税務、財政、寺院などのほか、司法、警察、軍事方面にも及び、今日の都道府県知事よりも広範な権限を有するものということができる。そして、この国守の任務を遂行するため、国守は、毎年一回、部内を巡回することが戸令に定められている。

凡國守、毎年一巡_ニ行属郡、觀風俗、問百年、錄囚徒、理冤枉、詳察政刑得失、知百姓所患苦、敦喻五教、勸務農功。部内有好学、篤道、孝悌、忠信、清白、異行、發聞於鄉閭者、舉而進之。有不孝悌、悖礼、亂常、不率法令者、糾而繩之。

其郡境内、田疇闢、產業脩、礼教設、禁令行者、為郡領之能。入其境、人窮遺、農事荒、奸盜起、獄訟繁者、為郡領之不_ニ。……其政績能不、及還迹善惡、皆錄入考狀、以為褒貶。即事有侵害、不可待至_ニ考者、隨事糾推。

ここであげられている国守の部内巡回の目的を箇条書に示すと、

- 1、風俗を觀察し、百年を問うこと。
- 2、敦ぐ五教を喻すこと。
- 3、好学、篤道、孝悌等の者は中央政府に推薦し、また一般に表彰すること。
- 4、不孝悌、法令に従わない等の者は、教諭し、また処罰する。
- 5、囚徒を録し、裁判の不正を正すこと。
- 6、農功を観課すること。
- 7、郡司の性行、政績の能不について考課を行い、賞罰を実行すること。

第一の「風俗」については、岩波の『律令』は、令集解の職員令、彈正台の古記の註によつて、「民間の風俗の教化でなく、官人の綱紀の肅正である」としてゐるが、この戸令の「風俗」は通説の土風、土俗の意にとつて、民間の風俗を發揚・教導するためには、これを観察するとすべきであろう。「百年を問ふ」は百歳の老人の安否を問うて、これを尊恤する敬老精神の現われであり、また政治の要諦である。儀制令には、

凡春日祭田之日、集郷之老者、一行郷飲酒礼。使人知尊長養老之道。其酒肴等物、出公廨供。

この春時の祭田は、令集解の古記によれば、祈年の農耕祭であり、その行事を通じて、尊長養老の教化が行われたのである。この老者優遇の国家の施策は、それが孝悌の道に通ずるからである。礼記の郷飲酒義には、

民知尊長養老、而后能入孝弟。民入孝弟、出尊長養老。而后成教。成教而后国可安也。

とあり、百年を問う尊長は、治國の大本と考えられたのである。

第二の「敦く五教を喻す」の五教は、「父義、母慈、兄友、弟恭、子孝」と考えられているが、国守の任務は単なる行政官として、行政事務を遂行するだけでなく、自ら学徳を修め、五倫・五常の道を体得して、民衆徳化の先頭に立たねばならないのである。

第三の好学、篤道で、孝悌忠信の道を行い、世間一般と異なる篤行のあるものに對しては、官吏の候補者として推薦し、朝集使に附して上京させるのである。考課令に、

凡貢人、皆本部長官、貢送太政官。若無長官、次官貢。其人隨朝集使一赴集。

とあるのはこのときの場合をさしており、『令集解釈義』が指摘しているように、賦役令の、「凡孝子順孫、義夫節婦、志行聞於国郡者、申太政官、奏聞、表其門閭、同籍悉免課役」。注5有誠通感者、別加優賞。」とは、區別せらるべきであろう。しかし、この貢人の推薦は慎重でなければならなかつたので、職制律によると、「凡貢舉非其人、及応貢舉而不貢舉者、一人杖六十、二人加一等。罪止徒一年。」とある。

第六の「農功を勧課す」は、農が産業の基本であり、國家財政の根基である以上、これに努力することは、國守最大の任務といつてよい。考課令、国郡司条に、

凡国郡司、撫育有方、戸口増益者、各准^{ヨリテ}見戸^ニ、為^{フタリテ}十分論。加^ニ一分^ニ、国郡司、各進考一等。毎加^ニ一分進^ニ一等。・・・其勧課田農、能^シ豐殖者、亦准^{ヨリテ}見地^ニ、為^{フタリテ}十分論。加^ニ一分^ニ、各進考一等。・・・其有不^レ加^ニ勧課、以致^ニ損減者、每損^ニ一分^ニ、降考一等・・・。

戸口が十分の一増加すれば、評定も一等進み、逆に一分減少すれば、評定も一等降される。農功の勧課によつて、豊かに増殖することになれば、それが十分の二増加すれば考一等が進められ、逆に十分の一減少したならば考一等を減ぜられる。この信賞必罰によつて、国郡司は、農功勧課に努力せざるを得なかつたのである。

第七の郡司の考課については、國守の職務を完遂するには、日常現地にあつて、直接行政の先端にある郡司の能いかんが大いに關係するわけであるから、郡司に対する監督、考課は嚴重でなければならない。そこで、郡内の田地が開け、産業が盛んとなり、礼教も整い、禁令もよく行われれば郡司の功とする。逆に人民が困窮し、農事も荒れ、盜賊が起り、訴訟が頻繁となれば、郡領の失点とする。そしてこれらの郡の大領、少領らの政績の能不、行状の善惡は皆、記録し、考状に入れて褒貶をされる。特に侵害、すなわち郡司の害政が甚だしく、次期の考まで放置することができないような場合には、國守は考限を待つことなく、これを免黜し、戒飭し得る臨機応変の処置をとる権限が与えられていたのである。^(注6)

戸令の国郡司条には、国司も郡司も管下を検校するには、次のような注意をせねばならぬとしている。

凡国郡司、須^シ向^シ所部^ヲ檢校者、不得^シ受^ク百姓迎送^ヲ、妨^ニ廢^シ産業^ヲ、及^シ受^ク供給^ヲ、致^シ令^シ煩擾^ヲ。

これらは、産業に妨害を与えないとともに、必要以上に検校者を送迎、饗應することによつて、その歛心を買おうとするもののあることを予防しようとするものである。ちなみに職制律には監臨の官（監督の立場にある

者) に対して、

凡監臨之官、強取猪鹿之類者、依^ノ強取監臨財物法^ノ。乞取者、坐^ノ贓論。受^ノ供^ノ餉^ノ者勿論。

自發的な食事の提供を受けた場合は許されるが、汚職に対しては、注意の目を注いでいる。

以上見たように、中央派遣の国司は広い権限・義務をもち、これを断行する実力をもたなければならないのである。考課令に「強^ノ濟^ノ諸事、肅^ノ清^ノ所部、為^ノ國司之最。謂介以上。」とし、この責任を守と介とに限定している。しかし、国守の行政の成績いかんは、直接中央政府の財政にも響くものであるから、守と介とに全面的に地方行政を任せることはできず、国司の行政を監察するために太政官に巡察使がおかれ、臨時に諸国に派遣される制度がとられていたが、続紀、和銅五年五月十七日の詔には、

自今以後、毎年遣^シ巡察使^ヲ、檢校國內豐儉得失^ヲ。・・・・・凡國司每年、實^ニ錄官人等功過行能并景迹^ヲ、皆附考狀^ヲ、申^シ送式部省[。]省宜^レ勘^シ會巡察所見[。]

また、養老三年七月十三日には、はじめて巡察使がおかれ、いずれかの国守が数か国を管轄し、(例えば、越前国守正五位下多治比真人広成が、能登・越中・越後三国を管する)、その国の国司の行政の実情を巡視、考課したのである。

國司若有^ニ非違及侵漁百姓^ヲ、則按察使親自巡省[、]量^シ狀黜陟[。]其徒罪以下[、]斷決[、]流罪以上[、]錄^シ狀奏上[。]

若有^ニ聲教条々^ハ、脩^シ部內^ヲ肅^清、具記^シ善^言上[。]

このように、巡察使や按察使が派遣されて、国司、郡司などの行政が監察されたのであるから地方官たるものも、お山の大将をきめ込んで安逸を貪ることは許されなかつたのである。

岩波『律令』^(注)の補注には、「國守巡行條の基本的性格」として、「律令は単なる法律ではなく、礼の秩序と不可分な関連をもつており、儒教的な徳治主義によって礼の秩序を上から形成する使命を担っていた。このよう

な教令法としての律令の性格をこの条はもつとも明瞭に示している。それと同時にこの条の後半には、郡司の政績を信賞必罰する法家的思想もみられ、儒家的の思想と法家的思想の両面からなる律令法の基本的性格が、この条には典型的にあらわれている。」と指摘しているが首肯されるべきである。

三 家持の出挙巡回

国守の職掌は、前章で述べたごとく、広範で、かつ重要であるが、万葉集で、家持が國務遂行について活躍する場面を題材にした歌は甚だ少ない。部内巡回についても、在任五年余りのうち、天平二十年の(4021～4029)の歌の左註に、「春の出挙に依りて、諸郡を巡回し、當時当所にして瞩目し作る」とあることによつて一度だけは確認できるが、他は介以下に任せたのか、不明である。だが、今日遺っている諸国の正税帳を見ると、天平十年 駿河国正税帳では、「巡回部内・国司」の条に、国守は計四十日、天平九年の但馬国正税帳では、国守は、(一)出挙官稻、巡回、十八日 (二)為觀風俗、井問伯姓消息巡回、十八日 (三)責計帳手実、巡回、十九日 (四)檢校庸物、巡回、廿一日 (五)収納当年官稻、巡回、廿一日、計五度、九十七日の巡回をしている。天平十年の周防国正税帳では、国守は、(一)斂調庸、国司、十八日 (二)推問消息、国司、十五日 (三)從巡察使、国司、十六日 (四)収納官稻、国司、卅二日、計四回、八十一日の出張をしている。このほか、天平九年の豈後国正税帳では、前年天平八年のこととして、国守が年間五十四日、部内出張をしている。

これらを見れば、国守は一般的に年間、相当日数を部内巡回に当ててるのであって、家持も病氣や、四度使として上京した年などを除いて、万葉集所出以外にも巡回を行つたと見る方が自然であろう。

出挙については、他に天平勝宝二年(七五〇)三月の(4159～4165)の七首の題詞に「季春三月九日、擬出挙之政、行於旧江村。道上屬目物化之詠、井興中所作之歌」とあって、他の年にも家持が出張していたことが

わかり、したがつて連続的でなくとも、一郡あるいは二郡を選んで巡行することはあつたといえる。その時期は、令義解に「文称農功、故知巡行必以春時」というごとく春行われることが一般であつたであろう。天平二十年の春の巡行も(4020)の歌が正月二十九日(太陽暦三月三日)、(4032)の歌が二月二十三日(太陽暦四月二十五日)であるから、歌の配列順序から考えて、二月中旬ごろ(太陽暦三月十四日から二十二日)から、三月中旬ごろ(四月十三日から二十一日)までの間の時期に行われたと見ることができる。ただし、今日、(4021)に「葦付取ると」の語があり、(4023)に「八十伴の緒は 鵜飼立ちけり」の語があつて、「葦付」は、五、六月ごろから生じ、この季節には採取されず、鵜飼の時期としても早すぎるとの論もあるが、「葦付」については「かわもづく」かとする和田徳一氏説もあり、鵜飼については、三月八日作の「詠白大鷹歌」(4154・4155)と、その翌日三月九日作の旧江村出拳の歌(4159)との間におかれている「潛鷺歌」があり、

(4158)年のは 鮎し走らば サヤタ 辟田川 鵜八つ潜けて 川瀬尋ねむ(家持)

と歌われている。

今四月半ば過ぎ、辟田川(今、不明、国府のあつた高岡近くの川か)で鵜飼が行われたことが知られるので、家持の天平二十年の春の巡行でも、国守歓迎の催しとして、鵜飼の行われたことが考え得るのである。

ところで、この家持の出拳巡行は、まず(4021)雄神川(今の庄川)から(4022)鶴坂河(今の神通川上流)、(4023)婦負河(今の神通川下流)、新川郡の延観河(今の早月川)を通つて、砺波・婦負・新川などの郡家を訪ねたのであるが、歌はいずれも河畔を場としている。延観河を渡る時の歌、

(4024)立山の 雪し消らしも 延規の 川の渡り瀬 せ 鐙漬あぶみ かすも

越中では、陽暦三月末から四月始めにかけて、突如フーン現象が起り、年末からの積雪も一挙に消え去ることがある。この雪消の水であろう。

家持は一度、国府に戻り、再び能登半島の巡回に出発、氷見から羽咋郡の志雄町を経、羽咋海（今の邑知潟）を通り、能登の一宮、氣多神社に参拝（4025）、ついで、能登郡の香島津から熊木村（4026・4027）、統いて鳳至郡の饒石川を渡り（4028）、珠洲郡から国府へ向け、一路、帰路についた。（題詞に、西本願寺本など、太沼郡とあるのは誤で、「治布」＝「治府」＝「国府」とする説による。）

（4029）珠洲の海に 朝開きして 潙ざ来れば 長浜の浦に 月照りにけり

長浜は氷見市の松田江の長浜、長途の巡回の最終行で、家路の近きを思うて胸はずむ気持がよく出ている。この巡回中にも家持は、

（4027）香島より 熊木をさして 潙ぐ舟の 梔取る間なく 都し思ほゆ

（4028）妹に逢わず 久しく述りぬ 饒石川 清き瀬ごとに 水占延みなうらば へてな

都や都にある妻を恋う思いが出ているが、その裏には、能登の自然が索漠としており、この巡回が必ずしも快適でなかつたことを思わせるが、それだけに、帰途につく喜びも一入であつたであろう。

この天平二十年の出拳国内巡回には、その時、その所に応じて目に触れたものを詠んでいたが、国守の任務としての出拳そのものについては何も語り、歌っていない。そもそも「出拳」の「拳」とは、「貸す」ことであり、「出拳」は、公私財物や稻穀を出し、貸し付けることであつて、養老四年の三月十七日の太政官の奏に、

比來、百姓例多^{アリ}乏少^{アリ}、至^ニ於^ニ公私不^レ辨者衆。若不^レ矜^ム量^ヲ、家道難存^ス。望請、比年之間、令^フ諸國毎年、春初出^レ税^ヲ、貸^フ与百姓^ヲ、繼^ム其產業^ヲ、至^ニ秋熟後^ヲ、依^フ數徵納^ヲ、其稻既不^レ息利^ヲ。令^フ當年納足^ス、不^レ得^レ延引數有^{ハシケ}通^ス。^(注10)又除^ム租稅^ヲ外公稻^ヲ、出拳擬充國用^ヲ、一槧無利^ヲ。恐^ム其頓絕^ス。望請、令^フ諸國毎年出^レ拳十束^ヲ、取^リ利三束^ヲ。仍令^フ當年本利俱納^ス。・・・

とあって、百姓の窮乏を救い、その産業を継がしめるために税を貸し、しかもその利息をとつていなかつたのであるが、それでは、永続きしないから、以後は、出拳においては、三分の利をとることを述べている。続紀天平十六年七月二十三日の詔には、

四畿七道諸国、國別割取正税四万束、以入^ニ国分僧尼両寺^ヲ各二万束。毎年出拳、以其^ニ息利^ヲ永支^シ造寺用。

とある。正税四万束をもつて僧尼両寺を維持し、出拳の利息で、造寺の用を支えようというのであるから、各國司たるもの、出拳に励まざるを得なかつたわけである。

だが、出拳については養老の雜令に、「凡公私以^ニ財物^ヲ出拳者、任^{ホシイマニ}依^シ私契^ヲ」「凡以^ニ稻粟^ヲ出拳者、任^{ホシイマニ}依^シ私契^ヲ」官不^レ為^シ理^ヲ」「凡出拳、両情和^{シテ}同^シ、私契^ヲ」などとあつて、出拳には、財物出拳と稻粟出拳があり、貸主が官か私人であるかによって、公^ノ出拳^ヲと私^ノ出拳^ヲに分たれるのであるが、いずれも貸借契約は双方の合意の上に締結すべきものであつて、官は格別の強制、干渉をしてはならないことになつてゐる。しかし、前述のように出拳による利息が國家財政や寺院の維持、拡張の財源である以上、国司は部内巡行に精励し、出拳の割り当てに百姓の同意を取りつける必要があり、これが強制力をもたぬとすれば、彼ら自身の行政力、徳望力にまたねばならなかつたわけである。

ここで一言触れておきたいのは、養老二年(七一八)五月一日、能登国が安房国、石城国、石背国とともに独立したことである。これについては史家に論があり^(注1)、和銅二年(七〇九)三月、陸奥、越国の蝦夷が良民を害することがあつて、遠江・駿河・甲斐・信濃・上野とともに越前・越中の國の農民も兵士として徵発を受けて討伐に出、七月には、越前・越中・越後・佐渡の四国の船一百艘を征狄所に送らせた。更に養老元年には、信濃・上野とともに、越前・越後四国の百姓一百戸を出羽柵(山形県最上川の南岸)に集団移住させた。能登四郡が

越前の国から独立したのは、翌養老二年であるから、この独立が、蝦夷征伐に必要な兵士・武器・船舶・食料の補給基地として、戦略上の重要性を認めてのことであつたろうと推察される。この東北経略が一段落をついたところで、能登国が、天平十三年（七四一）十二月、越中國に併合されたわけで、家持在任中は、軍事的には比較的平穏な時代であったと想像される。しかし、軍団は国守の所管であり、考課令によれば、軍団の大毅・少毅を、上・中・下・下下の四等の考第を立てて、朝集使につけて省（式部省・兵部省）に送るとなつており、軍防令には「凡國司毎年孟冬、簡閱戎具」とあり、軍団に備えつけられた武器・武具を検閲する職務をもつていたのであるから、家持も部内巡回中、軍事関係の査閲もしたことであろう。しかし、このことも万葉集には一切現われていない。

四 家持の教喻歌

家持の出拳についてのもう一つの例として、天平勝宝二年三月、旧江村出張がある。前章で述べた出拳と同じく、出拳の内容には触れず、「道上属目物花之詠、并興中所作之歌」七首が挙げられている。

(4159) 磯の上のつまみを見れば 根を延へて 年深からし 神さびにけり

これは風景を詠んだ歌であるが、他の(4160~4162)「悲世間無常歌」、(4163)「予作七夕歌」、(4164~4165)「ホガフ慕振勇士之名歌」は、興味の趣くままに作った歌であつて、かつて少年時、大宰府で過した父旅人や筑前守山上憶良のことを想起し、特に卷五の、憶良が神亀五年（七二八）七月二十一日（太陽暦九月三日）管内巡回中、嘉摩郡において撰定した歌のうち、(800・801)「令反或情歌」、(804・805)「哀世間難住歌」、卷六の(978)「沈病之時歌」、そして卷八の（1518~1529）「山上臣憶良七夕歌十一首」などに興味を覚え、その追和として、これら六首を宿舎などで完成したものである。特に(4164・4165)「ホガフ慕振勇士之名歌」の左注には「右二首、

追和山上憶良臣作歌」とあって、その作歌動機は明らかであり、歌そのものも、憶良の

(978) 士やも 空しきあるべき 万代に 語り継ぐべき 名は立てずして

に対し、

(4165) ますらをは 名をし立つべし 後の世に 聞き継ぐ人も 語り継ぐがね

と符合しているのである。

「予作七夕歌」は、内容的には教喻歌ではないが、同じく出撃巡行の作として、あえてここで考えるに、(4163)「妹が袖 我枕かむ 川の瀬に 霧立ち渡れ さ夜ふけぬとに」は、季節的にも異様に感じられもするが、家持が大伴池主に贈った歌(3969)の序の中に「山柿之門」の語があり、この「柿」が人麻呂をさすことに異論はないが、「山」については説があり、赤人か、憶良か、その他が決着は見ていないが、伊藤博氏が「山柿之門は人麻呂・憶良・赤人を意識したもので、△和歌の規範的世界△の意を封じたところの家持古典主義の宣言であつた。」と述べているように、家持の憶良への傾斜を無視することはできない。人麻呂には卷十五(注12)「七夕歌一首」があり、人麻呂歌集には、卷十に、七夕歌(1996～2033)三十八首があり、そのうち(2033)には「庚辰年作之」と左注があつて、今日、人麻呂の作であることが認められている。憶良には、先述の卷八の十二首がある。家持の(4163)の予作歌のほかに、卷十八に七夕歌三首(4125～4127)があり、また、これから後ではあるが、天平勝宝六年の七夕歌八首(4306～4313)があつて、彼は人麻呂や憶良にならつてこの予作歌を作つたと見るべきである。

小野寛氏は『万葉集を学ぶ第八集』において、「儲作歌」と「予作歌」または「預作歌」とを区別し、儲作歌は、はつきりと目的があつて、将来のある日のため、あらかじめ用意しておいた歌とし、予作歌または預作歌は、一定の日に披露するためという意識はなく、興が湧いて、その場にいるという気分で歌つたもので、追

和歌に近い。追和歌は過去に向つてはいるに対し、予作歌は未来に向つてはいる点に差はあるが、ともに興によつて作られたものである点において同じ性格をもつとしている。(注13) 肯けるところであつて、家持は出拳巡行の途次、人麻呂、憶良の七夕歌を想起し、特に筑前守憶良の国内巡行を思い、興のままに詠んだのである。

令制下の国守の任務は、しばしば繰り返しているように、戸令の国守巡行条の「教喻五教」、勧務農功^ニ、要するに道義を昂揚し、産業を起し、民生を安定させ、ひいては国家財政の基礎を安固にすることである。靈龜元年（七一五）五月一日の元明天皇の勅には、

撫導百姓、勸課農業、心存字育、能救飢寒、實是國郡之善政也。

また、同年十月七日の元正天皇の詔には、

國家隆泰、要在富民。富民之本、務從貿食。故男勤耕耘、女脩紝織、家々有衣食之饒、人々生廉恥之心。刑錯之化爰興、太平之風可致。

しかるに現実の地方の民衆の生活は窮迫し、異端にはしり、山沢に亡命し、農業に勤めないものが多く、ために朝廷の財政的基礎を危くするのであつた。聖武天皇天平元年（七二九）四月三日の勅には、

内外文武百官、及天下百姓、有學習異端、蓄積幻術、壓魅呪咀、害傷百物者、首斬從流。如有停住山林、イフマリテ詳道仏法、自作教化傳習授業、封印書符、合藥造毒、万方作恠、違犯勅禁者、罪亦如此。

と異端禁制の勅が出てゐる。このような社会状勢^ニ下において、忠良なる牧民官憶良が、「令反或情歌」を作り、山沢亡命の異俗先生に対して、儒教主義の三綱（君臣・父子・夫婦の大道）五教義（慈・友・順・孝）の道を説き、

（800）父母を見れば尊し　妻子見ればめぐし愛し　世の中はかくぞことわり　もち鳥のかからはし
もよ行くへ知らねば・・・

(801) ひさかたの 天路は遠し なほなほに 家に帰りて 業をしまさに

と詠んだのもむべなるかなと肯かれる。

ついでにいえば、山沢とは山川藪沢で、班田に対する無主の土地である。亡命とは、名籍を脱して他郷に逃亡することで無籍者となることである。亡命者が多くなれば、国家財政の根幹をゆるがすわけであるから、これは厳重に処分されなければならない。賊盜律の謀叛条には、

凡謀叛者絞。已上道斬。・・・亡命山沢、不従追喚者、以謀叛論。其抗拒將吏者、以已上道論。

山沢亡命は、国家に離反しようとする罪として、絞刑に処し、追討を受けて抵抗したものは、すでに行動を起したものと同じく斬刑をもつて断ぜられるのである。しかし重罰を加えるだけでは問題は解決しない。少し後ではあるが、統紀、称徳天皇神護景雲元年(七六五)四月二十四日の勅では、農桑勸課の専任の担当者をおき、百姓を督励し、神社に豊作を祈ることを命じている。^(注14)

天平感宝元年閏五六日(太陽暦六月二十五日)から旱天が続き、百姓の田畑は次第に枯れしぼむ様子が見えたが、六月一日(太陽暦七月十九日)雨雲が現われた。そこで家持はその夕方、

・・・古よ 今の現に 万調 奉るつかさと 作りたる その生業を 雨降らず 日の重なれば 植ゑし田も 蒔きし畑も 朝ごとに 涼み枯れ行く そを見れば 心を痛み みどり子の 乳乞ふがごとく 天つ水 仰ぎてそ待つ あしひきの 山のたよりに この見ゆる 天の白雲 海神の 沖つ宮辺に 立ち渡りとの曇りあひて 雨も賜はね

旱天により稻作が不作となつては大変で、国守たるもの、「大旱に雲霓を望む」気持で、海神に降雨を祈らざるを得ない。そしてこの祈りに応じてか、雨が降つたので、六月四日に、

(4124) 我が欲りし 雨は降り来ぬ かくしあらば 言挙せざとも 稲は栄えむ

と降雨を寿ぐのであった。

万葉集で降雨を待望する歌は、

(520) ひさかたの 雨も降らぬか 雨障み 君にたぐひて この日暮さむ

(2513) 鳴る神の しましとよもし さし雲り 雨も降らぬか 君を留めむ

(2685) 妹が門 行き過ぎかねつ ひさかたの 雨も降らぬか それをよしにせむ
恋の歌に「雨も降らぬか」と詠むものはあるが、農業のために降雨を待ち禱った歌のあるのは家持のみである。しかし、それは「万調 奉るつかさと 作りたる」と租調の豊かさを願う国家的治者的立場から歌われており、律令官人としての家持の面目が出ている。

家持は、憶良にならない教諭歌を詠んでいるが、ここに特に述べなければならないのは、天平感宝元年五月十五日、国府の史生、尾張少祚が奈良の都においてきた本妻を忘れ、遊行女婦、左夫流児に溺れ、これと同居しているのを教諭する歌(4106~4109)を、律令を引用した厳しい序を附して歌っていることである。

七出例云、但犯^一条即^レ合^レ出之。無^レ七出^レ、輒^{タヤヌク}弃者、徒一年半。

三不去云、雖犯^二七出^レ、不合^レ弃之。違者杖一百。唯犯^三奸惡疾得^レ弃之。

両妻例云、有妻更娶者徒一年、女家一百離^レ之。

詔書云、愍^{タマシ}賜義夫節婦。(以下略)

戸婚律や戸令の七出条、詔書を引用して、離婚の条件、その中での不離婚の制限などについて述べているが、今日遺っている律逸文の戸婚律と比較すると、刑に軽重があり、また令集解の古記には、「妻有^レ六出之状不^レ弃、其夫科^レ罪不^レ」とあり、また他の六つに対しても、それぞれ古記の注がついているのに、「七悪疾」に対しても、その注がないところを見ると、大宝令には「六出之状」とあって、「七悪疾」がなかったものと推定されてい

る。養老律令は養老二年(七一八)制定されたが、直ちに施行されたのではなく、天平勝宝九歳(七五七)五月二十日、はじめて施行されたとされている。^(注15)さすれば、家持のこの序が大宝令施行期間中に書かれたにもかかわらず、「七出例」となっているのは不審であるが、坂本太郎氏は、この「七出例」を、律令の不備、不便を補正するため、養老令施行以前に朝廷が出した単行法と解していることである。^(注16)また「両妻例」は、万葉集のこの家持の引用以外に所見がなく、『新訂国史大系律』^(注17)の逸文戸婚律にもこれを収録しているわけであるが、瀧川政次郎氏は『万葉集律令考』において、家持の引用した「両妻例」は日本律ではなく、これを国史大系本が日本律の逸文として「律逸文」に収めたのは、誤りである。しかし、家持は、史生が京に本妻をもちながら、赴任先なる越中において、遊行女婦と同棲している史生を教諭せんとしているのであるから、この「有妻更娶」が日本律にも置かれていたことは疑いがないが、その刑は、唐律より一等軽く、「凡有妻更娶者、杖一百、女家減一等」^(注18)とあつたであろうとしているが賛せられるところである。

現在の刑法一八四条には「(重婚)配偶者アル者重ネテ婚姻ヲ為シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ処ス其相婚シタル者亦同シ」とあって、重婚の罪があるが、律は妻あって妾を置き、自家の婢を姦して子を産ませることを禁じていない。妻と妾、妻と婢との区別を明確厳重にしようとしているものである。国史大系の律逸文、戸婚律には、『法曹至要抄』が養老戸婚律の条文として「以妻為妾、以女家婢為妻者、徒一年」としているのを採用しているが、この文言は、これを示しているものといえる。

ここで注意すべきは、妾は秘密の情交關係、すなわち姦とは区別されているものであり、儀制令の親族の範囲と五等親の別を規定した条には、二等親の中に「祖父母・嫡母・繼母・伯叔父姑・兄弟・姉妹・夫の父母・妻・妾・姪・孫・子婦」をあげている。岩波の『律令』は、妾について「正妻に次ぐ地位の妻、次妻、本妻を『こなみ』^(注19)というに対して、これは『うはなり』、中国社会における妾よりは、社会的地位は高い」としてい

る。

類聚三代格卷七所収、天平十六年十月十四日に、

勅、比年、國司多娶^{シテ}所部女子、為妻妾。自今以後、悉皆禁斷。國雖隔越、不得輒娶。若嫁與郡司者解^{スル}見任^シ。百姓者准^シ解見任罪論之。但家妻聽^シ自將去。(注19)

国司が所部の女子を妻妾とすることを禁ずるとともに、地方の郡司や百姓が、国司の意を迎えようとして、女性を嫁がせる場合も免職にすることを述べているが、これはこうしたことが、家持、越中赴任以前に多く行われていたことを示すものである。

「義夫節婦」については、第二章で賦役令の、

凡孝子順孫、義夫節婦、志行聞於国郡　者、申^シ太政官、奏聞、表貢門闈。・・・

を引用したが、ここで、家持が「詔書云」としている、「詔書」は何時発布されたものか、不明である。また、「義夫」について、令義解も、令集解も、五代纂(カマド)を同じくした辛威、七世居を同じくした郭雋(セイ)などを例にあげているが、納得がいかない。諸橋大漢和辞典では、「六部成語、礼部、義夫節婦、注解」「不再娶」曰義夫、不再嫁、曰節婦すなわち、「妻の死後、再婚しないおつと」の意としている。これはわかりやすく、家持もこのように理解していたのではなかろうか。家持が序で、

謹案、先件数条、建法之基、化道之源也。然則義夫之道、情存無別、一家同財。豈有忘旧愛新之志哉。と述べて、義夫の道は、一家財を同じくし、心を同じくして、平等に愛し、ひとたび娶らば終生これを捨てないことがあることを強調したのである。

さて、彼の教喻歌は、

(4106) 大汝 少彦名の 神代より 言ひ継ぎけらく、父母を 見れば貴く、妻子見れば かなしくめぐし

うつせみの世の理とかくさまに言ひけるものを・・・

と、憶良の(800)「令反或情歌」の冒頭、「父母を見れば尊し 妻子見ればめぐし愛し 世の中はかくぞことわり」とほぼ同様の父母妻子への敬愛を述べ、

はしきよし その妻と子と朝夕に笑みみ笑まずもうち嘆き語りけまくはとこしへにかくしもあらめや 天地の神言寄せて春花の盛りもあらむと待たしけむ 時の盛りそ・・・
と、妻の内助の功によって、貧窮の生活から立ち上がり、今が全盛期であると述べて、戸令の「三不去」の二「娶時賤・後貴」に当たることを喻し、

・・・射水川流る水沫の寄るへなみ左夫流その兒に紐の緒のいつがりあひてには鳥の一人

並び居奈吳の海の奥を深めてさどはせる君が心のすべもすべなさ

と、遊行女婦に惑う少咲に慨嘆している。「さぶ」には「荒ぶ」と「窈窕」の一義があり、定まつた夫をもたず、「徒情け」の生活の身の上の意としなやかな、奥ゆかしい姿態の女性の意とが掛けられている。そして反歌には、

(4109)紅はうつろふものそ橡のなれにし衣になほ及かめやも

と、一般の人に教喻する口調である。この歌は直接、個人的に少咲に示し、彼を教喻しようとするにとどまらず、すでに少咲の不義については、一般も知悉しているので、彼の不義を契機として、義夫の道、夫婦の道を民衆に教喻するがごとくである。

家持の妻、坂上大娘が越中に来たのは、天平勝宝元年であったろうことは、後章で述べるところであるが、この五月の段階では来ていなかつた。家持は、その間、別居で、天平十九年一月二十日、病に臥し、悲傷して、

(3964)山川のそきへを遠みはしきよし妹を相見ずかくや嘆かむ

と、奈良の都の妻を恋うていて、他の女性に心を動かした痕跡はない。もつとも、天平二十年四月一日、宴席で、遊行女婦土師はざしと、

(4067) 二上の 山に隠れる ほととぎす 今も鳴かぬか 君に聞かせむ(土師)

(4068) 居り明かし 今夜は飲まむ ほととぎす 明けむ朝は 鳴き渡らむそ(家持)
などと唱和する余裕はあつたが、遊行女婦に身心を狂おすことはなく、謹直な生活をしていたと想像され、それは一国の教化の責任者として当然であり、かくしてこそ、下僚を教喩する資格を保持しているといえるのである。

なお、『平安遺文一』の「越中國官倉納穀交替帳」には、「天平勝宝三年六月二十七日」の日付の下に「史生從八位下尾張連少咲」とある。これを見れば、少咲は、その後、家持の教喩に従い、佐夫流兒と離縁し、正常な国府の官人に還つたのであろう。

五 黄金出土の賀歌

聖武天皇が盧舍那仏の造喩を発願したのは天平十五年(七四三)十月十五日であった。その時の詔、

・・・粵以天平十五年歲次癸未 十月十五日、發菩薩大願 奉造盧舍那仏金銅像一軀。尽國銅而鎔象、削大山以構堂、廣及法界、為朕知識。遂使同蒙利益。共致菩提。・・・

はじめ、紫香楽宮の近くに寺院を開き、翌十六年十一月には、「甲賀寺始建盧舍那仏像体骨柱」というところまで進んだのであるが、十七年の平城還都により、紫香楽での大仏铸造は中止となり、その年の八月、平城京の東部、大和國の国分寺金光明寺の寺域において再開された。これが後の東大寺である。天平二十一年(七四九)二月二十二日、陸奥国よりはじめて黄金を貢することがあり、四月一日、天皇は铸造中の盧舍那仏像の前

殿に入り、左大臣橘諸兄は勅を受けて、黄金出土の奉告の宣命を奏し（統紀宣命十二）、從三位中務卿石上乙麻呂は臣下に賜る宣命を宣布した（統紀宣命十三）。これは統紀宣命中、最長のものである。この宣命で、特に氏名を挙げて賞揚されているもののうち、縣犬養橘三千代と藤原不比等との子孫、および大伴・佐伯宿祢に對しては、賞揚の理由があげられているが、その中でも大伴佐伯の両氏については、

又大伴佐伯宿祢は、常も云ふ如く、天皇が朝守り仕へ奉る事、顧みなき人等にあれば、汝たちの祖ども
の云ひ来らく、海行かばみづく屍山行かば草むす屍王のへにこそ死なめのどには死なじ、と云
ひ来る人等となも聞し召す。是を以て、遠天皇の御世を始めて、今朕が御世に当りても内兵と心中のことは
なもつかはす。故是を以て、子は祖の名なすいし子にはあるべし。此の心失はずして明き淨き心を以ち
て仕へ奉れとしてなも男女并せて一二治め賜ふ。

この宣命で最も面目を施したのは、大伴、佐伯の両氏であった。両氏は「海行かば」という祖先伝來の忠誠に
対し、天皇が「朝守り仕へ奉る事、顧みなき人等」であるとして「内兵」（親衛隊）として、他に氣の許せない
ようなことのある場合に使うと、この上ない信頼の言葉を賜っているのである。そして、大伴氏の牛養正三位、
稻公正五位下、家持從五位上、三原從五位下、佐伯氏の淨麻呂・常人正五位下、毛人從五位上、鞣鞆・美努麻
女從五位下という叙位の恩賞があつたのである。そして四月十四日には、天平感宝元年と改元された。これら
のことは、四月下旬には、越中の家持のもとに知らせられたことであろう。（延喜式では、越中までの行程、上
り十七日、下り九日、奈良時代では、上り十八日、下り十日であつたろう）翌月、五月五日には、東大寺の占
墾地使、僧平栄が越中國府に來り、家持はそれを饗應しているのであるが、その際、平栄から、大佛造営の状
況、四月一日の東大寺行幸などの実況について、つぶさに聞きだし、感激を新たにしたことであろう。彼は
五月十二日「賀陸奥國出金詔書歌」を詠んだ。形式的には、彼の長歌としては最長の一〇七句よりなり、万

葉集中でも(199・3791)につぐ第三の長さであり、内容的には、賀歌というよりもむしろ、宣命に対する奉答歌というべきもので、宣命の中の大伴氏の「言立」をうけて、詔命のままに、家門の名誉にかけて、宮廷守護に任ずる至誠奉公を誓っているのである。

(4094) • • 大伴の 遠つ神祖の その名をば 大久米主と 負ひ持ちて 仕へし官 海行かば 水漬く
 尻 山行かば 草生す尻 大君の 辺にこそ死なめ 顧みはせじ と言立て ますらをの 清きその名を
 古よ 今の現に 流さへる 祖の子どもそ 大伴と 佐伯の氏は 人の祖の 立つる言立て 人の子は 祖
 の名絶たず 大君に まつろふものと 言ひ継げる 言の官そ 桦弓 手に取り持ちて 剣大刀 腰に取り
 佩き 朝守り 夕の守りに 大君の 御門の守り 我をおきて 人はあらじと いや立て 思ひし増る 大
 君の 命の幸の 聞けば貴み

古事記によると、天孫降臨に際しては、大伴連の祖、天忍日命と久米直の祖、天津久米命が先導役を勤めたとあり、神武東征の際は、大伴連の祖、道臣命、久米直の祖、大久米命が活躍している。書紀では、天孫降臨章の第四の一書に、大伴連の遠祖、天忍日命が、来目部の遠祖、^{注21}天穗津大来目を帥いて先導したといい、神武東征の際は大伴氏の遠祖、日臣命が大来目を帥いて、頭八咫鳥の後を追い、宇陀に出たとある。新撰姓氏録も、古語拾遺も、天孫降臨については、書紀一書の記述に近い。

この記紀、古語拾遺、新撰姓氏録などの記述を合理的に、総合的に説明する説としては、直木孝次郎氏の「日本古代兵制史の研究」^{注22}が勝れているように思う。しばらくこれによって論を進めよう。

大伴連と久米(来目)直との関係は、大伴氏の全盛期には、久米氏はその輩下にあつたであろうが、大伴氏が衰えた時代、来目直から対等の関係が主張され、古事記の所伝は、その反映といえよう。しかし、来目直は後衰え、大伴連は勢力を回復し、再び来目直はその輩下となつた。また「部」には「部民」の意味があり、大

化以前の社会の基礎をなす直接生産者層で、権力者に隸属するものであったが、来目部も来目直の勢力の衰退と大伴連の勢力の増大に伴い、直接、大伴氏に支配され、大伴氏の長は、大来目主と名乗ることにもなったのである。久米舞と呼ばれる舞踊が雅楽寮で教習され、奈良時代に演奏されていたことは天平勝宝元年十二月二十七日、同四年四月九日などの統紀の記事で明らかであるが、令集解、職員令、雅楽寮の条に引く、尾張淨足の説によると、

今有寮舞曲等如左。久米儻、大伴彈琴、佐伯持刀儻、即斬蜘蛛^{ミツバチ}。唯今琴取二人、儻人八人、大伴佐伯不別也。

久米儻の名にもかかわらず、来目氏は演奏者に加わっていないのであって、八世紀前後、来目直はいたく衰え、久米儻や来目歌は、大伴氏の舞歌となり、進んでは、大伴氏の長者は、大来目主とも称せられていたのである。この時期の状勢をもととして紀の記事ができたものと推察され、家持はこの伝承の上に立って、「大伴の遠つ神祖の その名をば 大久目主と 負ひ持ちて 仕へし官」と詠なんのであろう。

大伴、佐伯両氏の関係についても、直木孝次郎氏の「日本古代兵制史の研究」は参考になるが、佐伯宿祢は新撰姓氏録に「大伴宿祢同祖、道臣命七世孫室屋大連公之後也。」とあり、また、姓氏録の大伴宿祢の条の後段に、「雄略天皇に室屋が奏上して「衛門開闢之務、於職已重。若有^{ヨリ}一身難堪。望与^{ヨリ}愚兒語」相伴奉衛^ヲ左右。勅依^フ奏。是大伴佐伯二氏、掌^フ左右開闢之縁也。」とある。大伴、佐伯の両氏が左右の衛門の開閉に預ったことは、光仁天皇宝亀二年（七七一）十一月二十一日、大嘗祭において「大和守從四位上大伴宿祢古慈斐、左大辨從四位上兼播磨守佐伯宿祢今毛人開門」とあるによつても明らかである。また同祖と考えられたことについては、天平宝字元年（七五七）七月二日、橘奈良麻呂の変における光明皇太后の諸臣を戒めた宣命に「大伴佐伯宿祢等は遠天皇の御世より、内^ノ兵^ヲとして仕へ奉り來」とあり、また、この事件に關し、橘奈良麻呂が、佐伯全成を味

方に入れようと説得した際「大伴佐伯之族、隨於此拏、前將無敵」とか、「願率^ニ大伴佐伯宿祢、立^ニ黃文、而為君、以先^ニ他氏、為^ニ万世基。」と述べているが、これらにも大伴、佐伯同族觀が出ているのであって、佐伯氏は、血統のいがんは別にして、社会的にも大伴氏と同族と公認され、軍事的任務に主としてついていたと考えられる。家持が「大伴と 佐伯の氏は、人の祖の 立つる言立て 人の子は 親の名絶たず 大君に まつるふものと 言ひ継げる 言の官そ」と詠んだのも当然である。

家持は、黄金出土賀歌の反歌において、

(4095) ますらをの 心思ほゆ 大君の 命の幸を 聞けば貴み
と、長歌の末尾を繰り返して、詔書奉戴の感激をうたい、

(4096) 大伴の 遠つ神祖の 奥つ城は 著く標立て 人の知るべく
と、祖先の功業顯彰を願い、

(4097) 天皇の 御代栄えむと 東なる 隆奥山に 金花咲く

と、聖代の繁榮を寿いでいる。

ここで注意すべきは、「ますらをの心思ほゆ」である。ますらをとは、「たわやめ」の対語で、(935)「ますらをの 心はなしに たわやめの 思ひたわみて」(笠金村)などと歌われており、まず、男性であり、万葉集では、「大夫・丈夫・健男・建男・益荒夫・益荒丁子」などの文字が当てられているように、尊敬すべき勇気ある男子である。

(968) ますらをと 思へる我や 水茎の 水城の上に 泣拭^ニはむ(大伴旅人)

(2386) 厳すら 行き通るべき ますらをも 恋といふことは 後の悔あり

(2635) 剣大刀 身に佩き添ふる ますらをや 恋といふものを 忍びかねても

によって知られるように、それは剛毅の性をもち、涙や女女しさとは遠いものである。しかし、それは直ちに後世の武士や軍人を意味するものではない。ますらをの本質は、単なる勇氣ではなく、官人として、その任けられた使命・責任を遂行するところにある。先に「遠の朝廷」のところで触れたところであるが、天平四年八月、正三位藤原房前、従三位多治比県守、従三位藤原宇合を節度使として、東海・東山・山陰・西海の四道に差遣された時の聖武天皇の御製、

(974) ますらをの 行くといふ道そ 凡ろかに 思ひて行くな ますらをの伴

天平勝宝二年閏三月、多治比鷹主が入唐副使大伴胡麻呂を寿いだ歌、

(4262) 唐国に 行き足らはして 帰り来る ますら健男（むさを）に 御酒奉る

このような、使命自覚体としての官人の中に「ますらを」の語の典型的な用法を見るのである。ますらをは律令国家の官人であり、律令国家の護持と発展の中心であった。憶良はその一人であり、家持はまたその志を継ぎ、大伴の家門の名譽にかけて、その使命達成に奮起の心を湧き立たしめたのであつた。先に述べた(4164)「墓振勇士之名歌」もその線上にあるものである。

もう一つ反歌で注意すべきは、「奥つ城は著く標立て」とあることである。喪葬令には、

凡三位以上、及別祖、氏宗、並得（みかど）營墓。以外不令。雖得（みかど）營墓、若欲（もとよ）大藏者聽。

別祖は分立した氏の始祖、氏宗は氏族の長、大藏は火葬にして散骨することである。また、

凡墓、皆立碑、記眞官姓名之墓。

ともある。天平感宝元年四月一日の詔には、

又御世御世に当りて、天下奏し賜ひ、國家護り仕へ奉る事の勝れたる臣たちの侍ふ所には、表（しゆうし）を置きて、
天地と共に 人に侮らしめず、穢さしめず、治め給はくと、宣ふ大命を 衆（しゆう） 聞き食（なま）へと宣ふ。 (統紀十三)

国家・皇室に功劳のあった人の墓には、明らかに標識をおいて、冒穢させないようにせよといわれている。

神話・伝説時代はさておき、公卿補任をみると、允恭から顯宗の間に大連大伴室屋があり、仁賢から欽明までには、大連大伴金村が見えるが、その後、しばらく大伴氏の名は見えず、孝德天皇時代に、右大臣大紫大伴長徳、天武天皇の御代に、大納言大伴望陀、文武の世に、贈正広二右大臣大伴御行、元明の世に大納言贈從二位大伴安麻呂、天平になつては、大納言從一位大伴旅人、天平感宝元年には中納言正三位大伴牛養など三位以上に昇るものはあつたが、家持時代には、大納言以上のものはいなかつたのである。彼は当時、大伴一族の氏宗ではなかつたであろうが、辺土にあって、平城の都に、そして祖先の墓所に思いを馳せ、その顯彰を呼びかけたのは、大伴氏の伝統に生きようとする「ますら」の純粹な心の発露として注目される。

六 四 度 使

これまでに述べたように、律令時代の中央政府の地方統治の方法として、中央から巡察使・按察使・節度使などが派遣されることもあつたが、また、国序は毎年、定期的に中央政府へ行政報告の使者を差遣しなければならなかつた。これには(一)大計帳使(大帳使・計帳使)(二)正税帳使(税帳使・正稅使)(三)貢調使(調使)四朝集使の四つがあり、「四度使」といわれた。^(注23)これは江戸時代の諸大名の参勤交代とは違うが、重要な地方支配の方法であつた。

この四つを簡単に説明すると、大計帳使とは、毎年六月三十日現在で、戸籍の実態を報告させ、これによつて庸調徵収の台帳(これが大帳)を作り、その写しを八月三十日までに、太政官の主計寮に届ける使である。

正税帳使とは、国の一 年間の租税の出納状況、国内の官物の明細を記した帳簿(これが正税帳)を、毎年二月

末までに、太政官の主税寮に持参する使である。ただし、政事要略によると、越中国などの期限は、四月である。租は稲粟で徵せられるから重く、中央に運搬するのが困難であるから、国郡の正倉に貯えられ、地方官吏の俸禄等、國の財政をまかなうために用いられた。

貢調使は、國の調、庸、雜物の現在高を記した調帳・庸帳・租帳とともに、輕貨である、調庸の布絹、その他雜物を中央政府に運搬する使である。

朝集使は、朝集帳すなわち国郡司の考課（勤務評定）の考文（評定書）及び雜公文を携えて、十一月一日までに、太政官に報告する使で、四度の使のうち、最も重要な使であった。

考課令の冒頭には、この考課について、

凡内外文武官、初位以上、毎年当司長官考_ニ其属官。応考者、皆具錄_ニ一年功過行能_ヲ並_ニ集對_テ讀_ム。議_ニ其優劣、定_ニ九等第_ヲ。八月三十日以前校定。京官畿内、十月一日、考文申_ニ送太政官。外國、十一月一日、附朝集使_ニ申送_セ。

国司については、長官すなわち国守が勤務評定を行うのであって、抄録した功過行能を本人に對し読み示し、その後、九等の段階づけを決定するのであるが、郡司や軍団の少穀以上については考課令の「考郡司條」に示されていて、ともに、「上、中・下、下下」の四等の考第を立て、「毎年国司、皆考_ニ對_テ定_ム。訖_ニ具_ニ記附_セ」とある。其下下考者、当年校定即解_ム。とあって、下下のものは、解任されたのであるが、これらの考課文は、家持當時太政官に提出し、官から式部省、兵部省に送付する方法がとられていたと考えられている。^(注24)

郡司や軍穀らの考課を行うには、彼らが国府に出頭した時の面接のみでなく、直接国司が部内を巡行して、その功過行能を実地に検察することが必要である。第二章の国守の職掌の第七 郡司などの考課についての論を参照されたい。

朝集使の任命および任務について、考課令には、

凡大貳以下及国司（謂百以上）、毎年分番朝集。^{ズム} 所部之内、見任及解代、皆須^{ベシ}知。其在任以来、年別状迹、隨問弁答。^{ズム}

朝集使は、前に述べたように、考課の考文だけでなく、雜公文を携えて上京するのであり、その中には、僧尼の事（僧尼令）、兵士や武器の事（軍防令）、官私の船の事（營繕令）、牛馬の事（廐牧令）、囚人、盜賊の事（獄令）など、それぞれ法令に基づいて報告が義務づけられているものが多く、まことに廣範囲である。朝集使は、これららの考文を提出するとともに、これについて質問に応じ、口頭で、答弁説明をしなければならない。もし、その際、答弁に不正があれば罰を受けるのである。すでに第二章で、巡察使に關し一部引用した、統紀、和銅五年五月十七日の詔の中には、

國司、因^ハ公事、入京者、宜^ハ差^ハ堪^ハ知^ハ真事^ハ者^ハ充^ハ使。使人亦宜^ハ問^ハ知^ハ事^ハ状、並^ハ惣^ハ知^ハ在^ハ任以來、年別^ハ状^ハ迹、隨^ハ問^ハ弁^ハ答、不得^ハ礙^ハ滯^ハ。若有^ハ不^ハ尽^ハ者^ハ、所由^ハ官人、及^ハ使人、並^ハ准^ハ上科断。

とある。朝集使は、巡察使の監視もあり、虚偽の報告をすることは困難であった。また、中央政府の「隨問弁答」しなければならないので、京に滞在することも自然、長からざるを得なかつた。

万葉集には、四度使のうち、貢調使に関する記述はないが、他の使について表示すると次のようである。

年	西暦	出 発	帰 任	使	官氏名	万葉歌卷番号その他
天平 十八年（七四〇）	八月	十一月	大帳使	掾大伴池主	十七(3961)左注	
天平 十九年（七四一）	五月初旬	九月中旬	正稅帳使	守大伴家持	十七(3990)左注 (3995～3997)題詞 四月二十六日(太陽曆六月八日)	
天平 二十年（七四二）	秋ごろ まで	翌年五月	朝集使	掾久米広繩	十八(4116)題詞 閏五月二十七日(太陽曆六月十六日)	

天平二十一年(七〇九) 天平勝宝元年							
			不詳	朝集使	小目秦石竹	十九(4225)左注十月十六日(太陽暦十一月十九日)	
天平勝宝一年(七一〇) 天平勝宝三年(七一三)	十月月中旬			正稅帳使	十九(4238)左注二月二日(太陽暦三月三日)		
		八月			十九(4232・4253)題詞		
天平勝宝三年(七一三)	八月五日		大帳使	守大伴家持	十九(4250)題詞(太陽暦八月三十日)		

家持は五年余り国守として在任したのであるから、もう一、一度は四度使として上京した記事があつてよいわけであるが、天平勝宝三年、国守遷替で帰京するとき、大帳使を兼ねて上京するのを加えても二回にすぎない。特に天平二十一年(天平感宝、天平勝宝元年)には、四度使関係のことが一度も見えていないのであるが、これは不自然である。小野寛氏は『万葉集講座六』^(註25)で次のように述べている。

家持が天平十九年正稅帳使として越中を離れた約四か月間、歌の記録が空白になっているところから、天平勝宝元年七月七日の歌以後十一月初旬までの空白を家持の上京と考えれば、これはちょうど大帳使の上京期間に相当する。大帳は八月三十日までに太政官に提出するのである。もし家持がこの時上京したとすれば、十月頃帰任するが、その際、妻坂上大娘を伴ったのではないだろうか。五月・・都に別れ住む妻を思つていた。そして翌年三月には・・妻は越中に居たのである。妻坂上大娘の来越は秋のうちだつたに違いない。この妻の来越ということからも、家持の上京を考えることができるのではなかろうか。

としているが肯けるところである。更にいえば、天平勝宝二年二月十八日(太陽暦三月三十日)の家持の作、

(4138) 荆波やなみの里に宿借り 春雨に隠り障さざなみむと 妹に告げつや

からも、妻は二月にも越中にあつたことが知られる。総じて卷十八には、すでに大野晋氏らによつて、仮名遣に、他の巻と異なる用字があり、それは平安時代に

入って、補修が行われたためとされ、また、武田祐吉氏も『全註釈』で同巻の天平一十年四月一日の(4072)の歌の次には、翌二十二年三月十五日作の歌(4073)があり、この間一年近くの空白のあることを指摘している。
 この巻には、若干の脱落のあることも推定できるのであって、家持の国内巡回、また大帳使としての上京も推測されるのである。

この四度使に対しては、当然、歓送、歓迎の宴が催されるのであるが、天平十八年十一月、大帳使、據大伴池主帰任歓迎の宴では、

(3961)白波の 寄する磯辺を 潟ぐ舟の 梶取る間なく 思ほえし君

天平十九年四月二十六日、税帳使として上京する家持の壮行会における、家持自身の歌、

(3995)玉桙の 道に出て立ち 別れなば 見ぬ日さまねみ 恋しけむかも

天平感宝元年五月二十七日、朝集使、據久米広縄の歓迎会、

(4117)去年の秋 相見しまにま 今日見れば 面やめづらし 都方人

七か月の在京で、広縄が垢ぬけして見えたのであろう。また、天平勝宝二年十月、朝集使、小目秦石竹の歓送の宴では、

(4225)あしひきの 山の黄葉に しづくあひて 散らむ山路を 君が越えまく

天平勝宝三年二月正税帳使、判官久米広縄の壮行会、

(4238)君が行き もし久にあらば 梅柳 誰と共にか 我がかづらかむ

饗宴の儀礼歌ながら、出発の使者の労苦を思い、行路の平安を祈り、また帰任の使者に対しては、その任務遂行と無事を喜ぶ上長官の温情が流れている。

七 中央使者歓迎

天平二十年三月二十三日(太陽暦四月二十五日)左大臣橘諸兄の使者、サケノツカサノサタクノ造酒司令史田辺史福麻呂が越中に來た。

福麻呂は「田辺福麻呂歌集」をもつ万葉四期を代表する歌人の一人である。彼は国館のある高台(今、高岡市伏木古国府、浄土真宗勝興寺境内地あたり)から、近くの奈吳の海を見渡して、

(4034) 奈吳の海に 潮のはや干ばあさりしに 出でむと鶴は 今そ鳴くなる

などと詠るのであった。翌二十四日も宴を催し、明二十五日には、景勝の布勢の海に案内しようという家持に對し、福麻呂は、

(4036) いかにある 布勢の浦そも いじだくに 君が見せむと 我を留むる

翌、二十五日はいよいよ布勢の海に遊び、その南岸、垂姫の崎で、福麻呂は、

(4046) 神さぶる 垂姫の崎 潟ぎ巡り 見れども飽かず いかに我せむ

二十六日にも、據久米広縄の館で饗宴が催され、福麻呂は、

(4052) ほととぎす 今鳴かずして 明月越えむ 山に鳴くとも 驚あらめやも

と歌うのであった。四日間、饗宴を張り、歌会をしている。その歓待ぶりが想像される。『寧楽遺文』によれば、天平宝字三年十一月十四日砺波郡石粟村官施入田地図の端書に「奈良麻呂地」とある。橘氏と越中との關係の深いことが理解され、福麻呂もその土地の用件で下向したものであろう。

造酒司令史(大初位上相当官)という微官の福麻呂をかくも家持が厚遇したのは、福麻呂が万葉四期を代表する歌人の一人であったので、家持と唱和するのにふさわしかったということもあるが、何よりも時の政権の最高位にあつた諸兄の使者であったということである。福麻呂は右の三月二十六日の據久米広縄の館での宴席で、

太上天皇（元正天皇）が難波宮に御滞在になった時の歌として、七首の歌を伝説したのであつたが、その中の元正太上天皇の御製、

(4058) 橘の とをの橘 八つ代にも 我は忘れじ この橘を
は、諸兄を賞讃された御歌であり、河内女王の、

(4059) 橘の 下照る庭に 殿建てて 酒みづきいます 我が大君かも

諸兄の庭園で酒宴を開いていらっしゃる元正太上天皇を讃歎しているのである。家持は、後にこの橘の歌に追和して、

(4063) 常世物 この橘の いや照りに わが大君は 今も見る」と

(4064) 大君は 常磐にまさむ 橘の 殿の橘 ひた照りにして

時じくの香の木の実の橘に言よせて元正太上天皇を賀し奉るとともに橘諸兄の繁栄を祈る心を底に秘めている。この橘に対する家持の心根を知るならば、天平感宝元年閏五月二十三日（太陽暦七月二十一日）の橘の歌（4111）の反歌、

(4112) 橘は 花にも実にも 見つれども いや時じくに なほし見が欲し

は越中に稀な橘を前にして、その美を賞揚して詠んだというよりも、遠く奈良の都の橘を思い、橘諸兄に結びつけて称えていると見るべきであり、田辺福麻呂歓迎もその意味で理解しなければならない。

天平感宝元年五月五日、東大寺の占墾地使僧平栄が越中に来り、家持がこれを歓迎したことは第五章「黄金出土の賀歌」において触れたところであるが、家持はこの時「送酒僧歌」を詠んでいる。

(4085) 焼き大刀を 磯波の間に 明日よりは 守部遣り添へ 君を留めむ

統紀十三の黄金出土の宣命には、「寺々に墾田の地を許し奉り、とこな僧綱を始て衆僧尼敬ひ問ひ治賜ひ」とあって、

寺々が墾田を行うことが許され、同年すなわち天平勝宝元年七月十三日には、諸大寺の墾田地の限度が定められ、大倭国国分金光明寺すなわち東大寺には四千町、元興寺には一千町、弘福寺以下の八寺に一千町などが定められた。東大寺は早く墾田にとりかかり、平榮を北陸地方に差遣したのであろう。「越中國東大寺莊惣券」^(注28)には、

越中國検定東大寺墾田地染処

惣地伍伯捌拾柒町柒段壹拾捌步

開田壹伯伍拾肆町陸段肆拾陸步

未開肆伯參拾參町參伯參拾貳步

などとあり、同寺が越中に開墾地を保有していたことがわかる。平榮が、これら^(注29)の墾田地の管理差配に当つていたことは『寧樂遺文』所収の「民部省符 越中國司」によると、天平宝字三年、検田使佐官法師平榮が、造寺司判官上毛野真人等とともに、取捨勘定し、図籍を作つて申上したことが見えるのもしれる。平榮が東大寺の財政方面を担当する有力な僧であり、墾田に協力することが国司の任務である以上、家持が平榮を歓迎したこととも理解されるのである。

ここで一般百姓の墾田に言及すると、養老七年四月十七日の太政官の奏により、「其有_ア新造_ニ溝池_ヲ 営_シ開墾者_ヲ、不限_ア多少_ヲ 紿_シ云_ヘ 三世_ノ。若逐_ニ旧溝池_ヲ 紿_シ其_ノ一身_ヲ。」といわゆる「三世一身法」が制せられたが、これは、期限が来れば、返還しなければならないので、百姓の不満もあつたので、天平十五年五月二十七日の詔で、「三世一身」の法を改正して、墾田は永年に取りあげないことになった。しかし、国司については「國司在任之日、墾田一依_シ前格_ヲ。」とあって、任期中は前格すなわち養老七年の三世一身法のままでし、弊害を妨ごうとしている。したがつて、先にも触れたが(4138)家持が天平勝宝二年二月十八日(太陽暦三月三十日)墾田地を検察する都合

から荆波の、礪波郡の主帳 多治比部北里の家に宿つたことがあるが、これは、自己の私有地拡大のためでなく、寺院や貴族たちの私有地開墾を検察するもあつたのであろう。ちなみに彼の俸禄をいえば、田令によれば、注30 従五位上の家持は位田八町、そして上國の国守として職分田二町二反、計十町二反を授けられていたのである。以上は中央派遣の使者を歓待した歌であるが、家持は郡司など、下僚の子弟を集めて、宴会を催すこともあつたのである。

(407) しなざかる 越の君らを かくしこそ やなぎかづらき 楽しく遊ばめ(家持)

左注に「郡司已下子弟已上諸人多集『此会』」とある。「此会」とはどんな会か、不明であるが、春の園遊会的なものであることは間違いないようだ。郡司には、大領、少領、主政、主帳の四等の階級があるが、多くは、大化以前のその地方の豪族の子孫であった。時に中断されたこともあるが、一般的に終身の官であり、彼ら郡司と癒着することは警戒されねばならないが、彼らやその子弟を上手に管理し、督励し、治績をあげることは国守の任である。

この郡司のうちで特に注意すべきは、礪波(利波)志留志である。統紀によれば家持の越中任中、天平十九年九月二日、「越中國人、无位礪波臣志留志 米三千碁 奉^ニ廬舍那^ニ知識^ニ 並授^ニ外從五位下^ニ」とある。注31 なお、神護景雲元年(七六七)三月二十日には、越中員外介に任せられ、同月墾田百町を東大寺に献じ、よって從五位上に昇叙せられた。志留志は同じく、神護景雲元年五月、越中國、礪波、射水、新川三郡の東大寺田の検校を命ぜられた。これによつても東大寺田の經營に地方豪族が関係していたことがわかり、かかる有力な豪族を郡司として輩下にもつてゐたことは、家持にとって、甚だ心強いことであつたが、また周到な配慮を要することでもあつただろう。

八 国庁における元日朝挙

歴代の天皇のことを「聖」^{ひじり}という。そしてこの語源説としては「日知る（領る）」が有力である。天皇は、太陽神であり、太陽を支配するものであり、また儒教の聖天子とも重って觀念される。『礼記』の大伝には、聖人南面而治天下、必自人道始矣。立權度量、考文章、改正朔、易服色、殊徽号、異器械、別衣服。此其所得^与予民变革者也。

このうち「正朔」について「疏」には、「正、謂年始、朔、謂月初」と注され、暦のことである。天子は、元号を定め、暦を頒布する権限をもっていたので、聖人が天位につけば、暦を改め、民はこれを奉じたのである。新しい暦を用いることは、新王権を認め、これに服従したことを意味する。暦日のうち、正月一月は最も重要な日であり、この日の朝挙は、大祀、大嘗とともに最重要の儀式である。延喜式、太政官には、

凡元日、天皇受皇太子及群臣朝賀。

凡元日朝賀畢、賜宴次侍從以上。大臣侍殿上 行事。

服装も礼服を着用せねばならず、衣服令では、諸臣、礼服の条には、「大祀、^(注32)大嘗、元日則服^せ之」とある。また、延喜式の左近衛府によると儀仗の制に、大儀・中儀・小儀の区別があり、大儀には「元日・即位・受蕃国使表」の三つがあり、元日は、大儀の一つとして、最重要視されていたことがわかる。

四度の使は、官位の制限はあるが、元日の朝挙や節会に参列するの光榮に浴した。天平十年の駿河国、但馬国、周防国などの正税帳を見ると、正月を中心として、朝集使のために食稻を給していることが多いのが見られるのである。延喜式、式部上には、

凡賀正之日、内外諸司、五位以上、解任輩未^得解由^(注33)（但宴會不^在聽限）諸司雜色人、諸國四度使、雜掌及入

京都司、皆聽朝拝。即季冬下旬大月廿八日 小月廿七日 物集諸司預令習礼。・・・凡国司五位已上、就朝集使入京者皆聽預節会。

とある。

国府においても元日の朝拝は行われたのであって、儀制令には、

凡元日、国司皆率僚属郡司等、向^リ厅朝拝。訖^リ長官受賀。設宴者聽。其食以當處官物及正倉充^リ所須多少從別式。

「向^リ廳朝拝」とあるのは、何をさすか、岩波『律令』では、「朝堂、大極殿。当日、天皇はそこで拝賀を受ける。或は国庁か。」と頭注しているが、瀧川政次郎氏は『万葉律令考』において、「厅」を国庁とし、かつて小学校などにおいて、天皇、皇后両陛下の御真影を対象として拝を行つたが、奈良・平安の時代においては、御真影に代るものは、国司が採權のシンボルとして戴いた国印と、駅鈴と正倉の鑰とであつたであろうとしている。延喜式にも太政官では、印は少納言、駅鈴は主鈴、鑰は典鑰が管理していることが述べられ、また、主鈴の条では、

凡行幸從^リ駕内印、并駅鈴傳符等、皆納^リ漆簾子^は、主鈴与^リ少納言、共預供奉。

とあって、三種神器につぐ重要なものとされていた。国府においても、国印や駅鈴、鑰匙が重宝視されていたことは理解できるが、これに向つて朝拝したかどうかは不明である。天平八年の薩摩國の正稅帳の中に「元日拝^リ朝庭」の語があるところをみると、あるいは宮城遙拝式に、都の朝堂に向つて拝を行つたのかもしれない。「所須多少、從^リ別式」の別式は、延喜王稅式に「凡元日設宴、国司已下、軍毅已上、別米八合、鹽一勺、酒一升。」とあって、元日の朝拝に参加し得たものは、国司は史生以上、郡司は主帳以上、軍團は少毅以上であり、設宴の酒肴は、今日的觀点から見れば、質素なものであった。右にあげた薩摩國正稅帳にも、

元日拝朝庭、刀祢 国司以下少毅以上、惣陸拾捌人、食稻壳拾參束陸把人別
酒陸斗捌升人別

とあり、天平十年但馬國正税帳にも、

依令元日設宴、充稻伍束貳把、酒貳斗陸升。

拜朝參國司以下軍毅以上惣廿六人、人別給米一升、酒一升。

(注35) とある。

法制的な元日の設宴については上記のようであるが、実際はどうであったか。統紀について見るに、天平十四年春正月十六日、聖武天皇は大安殿に出御し、群臣に宴を賜つた。酒酣にして、五節の田舞（豊作祈願の歌舞）が奏せられ、更に少年童女が踏歌をなし、六位以下の者が琴を弾いて、新しき年始めにかくしこそ供奉へまつらめ萬代よろづよまでに

と歌つた。

家持の越中任中、天平十九年、二十年、二十一年の正月は、聖武天皇は寝膳違和のため廢朝、賀を受けられず、ただ侍臣にのみ宴を賜つた。(注36) 孝謙天皇の天平勝宝二年正月一日には、天皇は、大安殿に御して朝を受け、太郡宮（五位已上）、葉園宮（自余の五位已上）において、宴を賜つた。天平勝宝三年正月十四日には、東大寺に幸し、十六日、大極殿の南院に御し、百官主典以上に宴を賜つたが、その時、踏歌歌頭、女嬬忍海伊太須、錦部河内に外從五位下を授けられたところを見ると、踏歌が催されたようである。

国府の元日の朝挙は、この宮中の朝挙に準じたものとして行われたのである。万葉集でも十九年から二十二年の三年は記事がなく、天平勝宝二年正月二日、国庁において宴を諸郡司等に賜つた。その時、守家持の歌、
(4136)あしひきの山の木末にほよ取りてかざしつらくは千年寿くとそ

「ほよ」は、やどり木の古名であるが、この木は、多年生常緑木で、冬期落葉樹の林の中で、鮮かな色で茂つてゐるので、永遠の生命をもつものとして、信仰の対象とされていたらしい。正月は年の元はじめであり、万物新た

なる時であるから、天子の即位も正月とすることが多い。日本書紀では、神武の即位を「辛酉春正月庚辰朔」とするのをはじめ、四十一代持統天皇まで、二十一代が正月即位であり、しかも十五代応神天皇以前では、十一代が正月即位である。これは史実ではなかろうが、書紀筆作時代に、正月を一陽來復の月とし、天皇即位の時期にふさわしいとしていたためであろう。

翌、天平勝宝三年（七五二）、家持越中最後の正月一日には、彼の館において賀宴が催された。その時、零雪、殊に深く、積ること四尺、そこで家持は、

(4229) 新しき 年の初めは いや年に 雪踏み平し 常かくにもが
翌、三日は、介内藏繩麻呂の館で宴樂が行われ、家持は、

(4230) 降る雪を 腰になづみて 参る出来し 驚もあるか 年の初めに

積雪に重巖を彫りあらわし、それになでしこの花が彩られているのに対し、宴に侍していた遊行女婦蒲生娘子は、

(4232) 雪の山^{いし}巖^{いは}に植ゑたる なでしこは 千代に咲かぬか 君がかざしに

酒宴は酣に、夜は更け、鶴も鳴いた。皆の帰宅の時期は近づいたのである。家持は、

(4234) 鳴く鶴は いやしき鳴けど 降る雪の 千重に積めこそ 我が立ちかてね

降る雪に事寄せて、終夜の宴飲を下僚とともに楽しもうとする上下和楽の姿が眼に浮かぶ。

正月の大雪は豊年の予徴であった。家持の越中赴任の年、天平十八年正月は廢朝が行われたが、積雪数寸、左大臣橘諸兄、大納言藤原豊成らは、元正太上天皇の御在所に参入し、肆宴を賜った。この時、勅命に応えて、皆が歌を作つて奉奏したが、葛井連諸会は、

(3925) 新しき 年の初めに 豊の稔^{とよ} しるすとならし 雪の降れるは

家持は、詔に応えて、

(3926) 大宮の 内にも外にも 光るまで 降らす白雪 見れど飽かぬかも

家持は、諸会の歌をうけつも「光るまで」で上皇の恩光をあらわしているのである。

万葉集最後の歌が、天平宝字三年(七五九)正月一日(太陽暦二月一日)因幡国府で饗を国郡の司らに賜うた時の、国守家持の歌であることは周く知られている。

(4516) 新しき 年の始めの 初春の 今日降る雪の いやしけ吉事

大雪は豊年の瑞兆であるから、そのごとく良い事積れと祈りをこめた寿詞^{よしこと}でもある。元来、白は清淨純潔で、瑞色であり、聖色であった。年号にも白雉、白鳳があり、延喜式、治部省の祥瑞の段でも、大瑞として、白澤、白象、上瑞として、白狐・白狼・白鹿があげられている。万葉集の最後が正月一日の賀宴の雪の歌で終つてゐることは、万代を寿ぐ意味をこめて「万葉集」と命名されたこの編集の根本精神からいって意味深いことである。

ところで、因幡の国府における万葉最終歌はさておき、家持の越中任最終の年である天平勝宝三年正月は、聖武太上天皇なお御在世、東大寺大仏開眼供養を翌年四月に控え、彼の庇護者、橘諸兄は左大臣として健在であり、藤原仲麻呂の抬頭は顯著でなく、大伴一族は平穏に過していいたのであり、この年の正月賀宴は彼の国守生活において、最高の愉楽の一時であつたであろう。

九 家持の帰京

家持は天平勝宝三年七月十七日(太陽暦八月十三日)少納言に選任せられ、帰京することとなつた。八月四日、税帳使(集に「朝集使」とあるのは誤)として上京中の據久米広繩の留守館に贈り残した歌、

(4248) あらたまの一 年の緒長く 相見てし その心引き 忘らえめやも

(4249) 石瀬野に 秋萩しのぎ 馬並めて

初鳥狩だに セズヤ別れむ

(4250) しなざかる 越に五年 住み住みて 立ち別れまく 惜しき夕かも

わすがに別れを惜しむ真情が流露している。翌五日早朝、国庁の介以下が見送り、射水郡の大領、安努^{アヌ}広島の門前の林の中に、予め送別の宴が用意されていた。大帳使家持は、介内藏繩麻呂の盞を捧げる歌に和して、

(4251) 玉杵の 道に出で立ち 行く我は 君が事跡を 負ひてし行かむ

「事跡」は、業績、成果である。四度使の章で述べたように、国司、郡司、軍団の功過行能を太政官や式部省、兵部省などに申送するのは、朝集使の任務であって、家持は大帳使として上京するのであるから、一応関係はないわけであるが、行政事務の報告の立場ではなく、前の国守として、介である繩麻呂以下が職務に精励し、成果をあげていることを中央政府によく伝達しておこうと、いう挨拶の言葉であり、地方官人の心の機微を射抜いた歌である。

国司の交替に関しては、延喜交替式や延喜式雜色等に見ることができるが、前任者として一番重要なことは、新任者から、在任中過怠なく、無事事務の引継が終つたことを証明する文書、すなわち解由状を受け取ることである。後のことではあるが、土佐日記では、紀貫之が、承平四年（九三四）土佐守を解任されて帰京するとき、後任の島田公鑑の着任が遅れ、焦躁、忿懣の意を漏しているが、家持の遷替については、続紀に何の記載もなく、彼の後任についても不明であるが、事務引継は円滑に進んだのである。

延喜交替式の内外官交替の記事には、

凡外官任訖、給_レ仮装束。近国廿日、中國卅日、遠国六十日、並除_レ行程。旧人代至、亦准此。但長官除_レ装束行程之外、百廿日為_レ交替限。在京詰司 限_レ六十四日。

とある。家持時代、この通りであったか、どうかは断定の限りでないが、命を受けて、二十日以内（中国である越中の国司は三十日の休暇が与えられる）で出発しているのは、かねてから内報を得ていたからであろう。また、延喜式雜式にもあることであるが、

凡國司遷代者、皆給夫馬。長官夫卅人、馬廿疋。六位以下長官并次官夫廿人、馬十二疋。・・・其取海路者、水手之数、准陸道夫。・・・

従五位上の家持の上京には、人夫三十名、馬二十疋が給せられたのだから、相当賑かな行列であったであろう。貫之の海路と異なり、天候や海賊襲来というような不安も少なく、一路平安な旅を続けたであろう。

家持はこの道中、(4254)「依興預作侍宴応詔歌」と、(4256)「為寿左大臣橘卿 預作歌」を詠んでいる。

「侍宴応詔歌」では、

(4254)あきづ島 大和の国を 天雲に 磐舟浮かべ 艤に舳に ま櫂しじ貫き い漕ぎつつ 国見しせして
天降りまし 扱ひ平げ・・・

神武紀には、長髓彦の言として、饒速日命が天磐船に乗って天より降ったという所伝はあるが、天孫が磐船で天降られたことは記紀ともに見出せないが、家持は、大伴家の所伝の一つか、これをうたい、また、「・・・古ゆ なかりし瑞 度まねく 申し給ひぬ」と、昔から例のなかつた奇瑞が次々と報告され、その中には、大伴氏が詔書によつて面目を施した黄金出土のことも含めて述べ、「・・・やすみしし 我が大君 秋の花 しが色々に 見したまひ 明らめ給ひ 酒みづき 栄ゆる今日の あやに貴さ」と、聖代の繁栄を謳歌讚嘆している。また、「為寿左大臣橘卿 歌」は、

(4256)古に 君の三代経て 仕へけり 我が大主は 七代申さね

この「三代」は、武内宿祢が、仲哀・応神・仁徳に仕えたとする伝説を受けていると見るのが穩當であろう。

七代にわたって天下の政治を奏上せよと、諸兄に対し高い期待と、親近感を寄せていく。

少納言の任務は、職員令によると、

掌、奏宣小事、請進鈴印伝符、進付飛駕幽鈴、兼監官印。

で、太政官の左右大臣、大納言、中納言(慶雲一年(七〇五)八月より設置)、参議の下にあって、時には、侍従の職も兼ね、庶務的仕事をするものであり、從五位下相当官で、從五位上の家持の位からいえば満足すべきものではないが、機密事項や政界、官界の情報に通ずることができ、一地方長官と違つて、晴れがましい舞台に出たといえる。

預作歌は、第四章において述べたように、必ずしも実際の献呈を前提としたものではなく、かくもあらばやと祈念し、想定して、興味の油然と湧くままに詠むるものもあるのであって、彼の無意識下の志向を表現しているものといえよう。すなわち彼は、太政官の官人生活、特に宮中における賀宴参列の光栄、実権者、橘諸兄との交誼などを想望し、胸脹らむ思いで、これらの預作歌を詠んだことであろう。

十 結 び

大伴氏で、天平三年、家持の父、從二位大納言旅人の薨後、台閣に列したものは、参議正四位下道足、中納言正三位牛養で、天平勝宝三年、家持帰京のときは、兄麻呂が参議從三位として台閣にあった。天平勝宝八年一月には、橘諸兄が左大臣を辞し、五月には、聖武太上天皇崩去、翌、天平勝宝九年正月には、諸兄も薨去了した。孝謙女帝の信任厚い藤原仲麻呂の抬頭が著しく、橘奈良麻呂の乱もあり、家持の期待は虹のごとく消えた。彼は、佐保大伴家の長として、大伴一族らと仲麻呂との軋轢争闘に捲き込まれ、苦難の道を歩むこととなるのである。

越中時代の家持は、国守として、卓抜な手腕力量を發揮したという証はないが、誠実に大過なく、その任を終えたものといえよう。時代は、比較的平穏で、国内秩序も保たれ、下僚には、嫁大伴池主のような歌才に富む、いわば歌友があり、地方生活の閑暇無聊の際には、たがいに詩藻を交わす幸せに恵まれた。（3985～3987）「二上山賊」、（4000～4002）「立山賦」、（3991・3992）「遊^フ布勢水海^{シマツ}賦」など、地方巡回から得たらし長歌、雄神河、壳比河などの大河、「つまゝ、あしづき、あゆの風」などの地方風物や言語にも興味を示し、これを歌に詠みこんで都人士にも示し、特に雄渾莊重なる名吟、「黄金出土の賀歌」を千古に遺し、静穏で充実した文人政治家としての生活を続け、彼の生涯のうつ最もよき時代であった。

- 注 1 以下「太陽曆」は、内田正男編著『日本暦日原典』により、家持の年齢は、『大伴系図』の六十八歳歿説によつた。
- 注 2 以下『万葉集』歌の引用は、主として、小学館『日本古典文学全集』本によるところとし、これを「小学館本」と略称。
- 注 3 角川文庫 武田祐吉『万葉集上巻』による。
- 注 4 律令の本文は、岩波思想大系『律令』によるところが多い。以下、岩波『律令』と略称。
- 注 5 『令集解釈義』三浦周行・瀧川政次郎共編二八六頁
- 注 6 会田範治『養老令註解』
- 注 7 岩波『律令』五六五頁
- 注 8 『寧樂遺文上巻』二二一頁以下
- 注 9 鴻巣盛広『北陸万葉集古蹟研究』一七七頁
- 注 10 「逋懸」税を納めないこと。
- 注 11 例、和歌森喜三郎監修『石川県の歴史』四八頁
- 注 12 『万葉集の表現と方法下』一九八頁
- 注 13 「大伴家持子作歌の形成と背景」一二一頁

- 注 14 新修国史大系本『類聚三代格』三二二一頁
 増補岩波『律令』三二二二頁
- 注 15 岩波『律令』解説七六八頁
 岩波『律令』四四〇頁
- 注 16 岩波『律令』二五〇頁頭注
 增補新訂国史大系本『類聚三代格』三〇二頁
- 注 17 岩波『律令』二二二頁
 同書三二二頁
- 注 18 岩波『律令』二二二頁
 『日本古代兵制史の研究』一二一頁以下
- 注 19 岩波『律令』二二二頁
 同書六〇頁
- 注 20 岩波『律令』二二二頁
 同書六〇頁
- 注 21 岩波『律令』二二二頁
 『日本古代兵制史の研究』一二一頁以下
- 注 22 岩波『律令』二二二頁
 同書六〇頁
- 注 23 岩波『律令』二二二頁
 增補新訂国史大系本『政事要略中編』四五五頁
- 注 24 岩波『律令』二二二頁
 岩波『律令』六〇五頁
- 注 25 岩波『律令』二二二頁
 『万葉集講座六』（有精堂）二三四頁
- 注 26 岩波『律令』二二二頁
 岩波古典大系本『萬葉集』四校注覚え書四
- 注 27 岩波『律令』二二二頁
 『増訂万葉集全註釈十一』六六頁
- 注 28 岩波『律令』二二二頁
 『寧渠遺文中』七二三頁
- 注 29 岩波『律令』二二二頁
 『寧渠遺文中』七三一頁
- 注 30 岩波『律令』二二二頁
 高橋崇『律令官人給与制の研究』一〇〇頁
- 注 31 岩波『律令』二二二頁
 『寧渠遺文中』七三三頁
- 注 32 岩波『律令』二二二頁
 岩波『律令』には、「天地を祭る類の臨時の大祀で」あるとする。
- 注 33 岩波『律令』二二二頁
 『寧渠遺文上』二二一・二四四・二七七頁
- 注 34 岩波『律令』二二二頁
 龍川政次郎『万葉律令考』七一頁
- 注 35 岩波『律令』二二二頁
 『寧渠遺文上』二二七・二四四・二七七頁
- 注 36 岩波『律令』二二二頁
 ただし、二十一年には宴の記事なし。